

第2回大分市葬斎場残骨灰処理のあり方検討会議 意見まとめ

議題1 大分市葬斎場残骨灰の取り扱いについて（指針）改訂案について

- 今回改訂する指針についても、基本的には市ホームページ等には掲載していない内部文書であるが、公開を求められれば、お示しすることは可能である。
- 各項目の表現の中で、「等」「及び」「並びに」の表現を分かりやすくした方がいい。
- 残骨灰の定義を最初に規定してはどうか。また、残骨灰について、ご遺族の感情に配慮するといったことを規定した方がいいと考える。
- 残骨灰の分類について、「ご遺骨」と「有価物」と「有害物質」の3つの分類を第1回検討会の中で整理していたので、市民への周知の際にはそれぞれの分類をしっかりと説明していただきたい。
- 各項目の「主語」「述語」が分かるように規定してもらいたい。
- 有価物の再利用によって、収益が上がるのであれば、その用途については葬斎場の設備整備や運営に充当する旨を指針に規定する方がいいと考える。
- 残骨の埋蔵と埋蔵地に設置する永代供養塔などに関わる内容は、1つにまとめて規定した方がいいと考える。
- 残骨灰の取り扱いに当たっては、遺族の心情に配慮し、宗教的感情の対象として取り扱うということを前提として、後々のトラブル防止も含めて、丁寧に説明した上で、同意書を取ることを検討していただきたい。
- 残骨灰の取り扱いに関する市民への周知については、機会を捉えて定期的に広報することが必要であり、ご遺族が葬儀などについて相談をする葬儀社にも残骨灰の取り扱いについて周知し、遺族に説明していただく方がいいと考える。
- 残骨灰の取り扱いに関して、業者の選定基準などについても、透明性を確保する上で、指針に規定した方がいいのではないかと考える。
- 「有価物」の相場が落ち着いた時に、売却による収益と業務委託費の支出に経済的な合理性があるかどうかを判断して、事業を進めていただきたい。